

北鮮の日本軍は、その東北海のものには備して二十三日夜迄に、又、平壤地区のものは、二十六日頃迄に備ね武裝を解除せられたが、此の頃より、北鮮の治安は、屯に悪化し、赤軍の暴行掠奪・不従抗致・良民殺傷等頻發し、現地鮮人の赤色又は不逞分子は之に奮動して不逞の行為に出で、日本人の生命財産の確保は甚だ危まれ、且、断続して南鮮に向り日本人避難民の少くなからざるものは、暴民の迫害を被り、重なる悲惨な情景を展開するに至つた。

方面軍司令部始め、北鮮の日本軍當局は、絶えざる「ソ」軍の不従抗致を受けつつ、超上一般邦人並非武裝の軍人軍属の保護に苦惱を重ねた。才十七方面軍（朝鮮軍管区）並總督府より中央に報告した左記一連の電報は、「ソ」軍の動向及之に対する現地軍の意見、武裝解除を含む一般情勢等を中央に報告したものである。

0096

昭二〇、八、二八
朝鮮總督（京城）

咸南道知事各部長、各隊長は「ソ」聯軍の爲二十八日十時元山に拘留せらるることとなり、又、平南に於ても警官憲兵の武装解除あり警察部長以下主要警官拘留せられ咸南同様の事態に立到るは時間の問題となりたるが、斯くの如き地方民の民生確保に専念する地方官に對する暴行は、即時、之を停止し身柄を自由ならしめ、着座する地に輸送する様「ソ」聯に嚴重抗議あり度。

三十八度以南の米軍支配下に於ても斯くの如き非行の發生せざる様米軍司令官に予め談判し置かれ度。

爾之にも係らず、官庁に對する暴行的行為（？）は行はるるに於ては、各道の職員と本部職員等も現務整理所要員以外は、即時撤送せしむる場合あるべく御留意あり度。

東相平方に拘留せられざる場合の賠償、賠償の迅速に就ても祈望し

0097

朝鮮に於ける徴収あり度。

宛 次 官

朝鮮電才一一一號

昭和二〇。八。二八

朝鮮軍管区参謀長(京城)

一、才三十四軍参謀の報告に依れば咸興には、二十五日午後朝鮮共産
 國(通訳の言)政府設置せられ、行政金融産業の接収を開始せり。
 又、小銃一〇〇〇挺の交付を受けたる、以下、不明、
 二、咸鏡南道の知事以下行政金融機關会社等の長は八月二十五日二十
 一時蘇軍邦留す(一語不明)は共和國執行委員長に行政金庫の引
 渡しを強要せらる。之を応諾したる旨總督府「一語不明」局に入
 電しあり右委員長は咸興出身の共産黨員なり咸興にて二十五日十
 九時三十分街頭演説あり「朝鮮は「スターリン」の軍隊の援助に
 より今解放せらる自由朝鮮に於ては日本が今日迄持つて居た財産
 の全部は朝鮮のものなり」と強調しつつあり。

0098

三威典附近の警察隊は抑留せられ、朝鮮人の保安隊に依り治安は維持せられつつあり。

京城管内も亦米軍進駐後は悉らく保安隊（学生等を以て編成）を以て代るべく警察憲兵の職責は内地と異なり短かかるべし。
（電註以下未著）

次 長 宛

昭 二〇、 九、 一

明参電才不明号

「京城」 朝鮮軍管区總参謀長

一平壤方面其の後の状況左の如し。

(1) 二十六日「ソ」軍軍司令官平壤師団長及平南知事と協定し布告文を通し、新政府樹立せりと政府側前警察部長以下各課長は抑留せられ、敵軍使の進駐と共に多数共產黨員の侵入ありて目下府内は共産色顯著なり。

(2) 目下在平壤「ソ」軍兵力は、五、一六〇〇名にして致「ソ」軍の増援多し、尚近く安東縣より二個師進駐の手定まりとす。

0099

朝鮮管内金融機關は二十七日より新政府に接収せられ、郵便局は電
信電話以外休止あり。

三 開城方面

「ソ」軍は依然開地を占領しあり。民衆工作を實施しあるもの
如く共産色濃化しつつあり。

我へ「ソ」軍との無用の摩擦を避くる為、開地を撤去接觸を保持
しつつ開地近郊にあり。北緯三八度以南は表面平靜にして著變な
きも内地人土地所有權其の他、生活の前途を危惧しあり。

我軍は参電才七五二号（電註米軍朝鮮進駐の件）に基き、米軍進駐
に對し準備を進めつつあり、即ち、仁川附近は軍司令に於て木浦・
慶水・釜山・冬々現地兵団に於て著々準備中。

次 長 宛

昭 二〇、九、三

参電才一五〇号

「京城」朝鮮軍管区参謀長

0100

一、元山方面

「ソ」軍は二十六日「ゼウヨウ」（元山南方一六〇軒）に約五〇名上陸せるもの如し。

尚、「ソ」聯兵の言に依れば、本方面に約二〇〇〇名進出の予定なりと。

二、咸興に於ては警察署長以下全員抑留せられ、治安見渡し就かざる状況にありて内地人は戦々兢兢たり。

三、二十六日在平壤「ソ」軍司令官へ新政権を樹立未明通達せり。又平壤憲兵及警察は固分の一、其の他は二分の一の兵器所有を認めありしが二十六日夜に至り憲兵隊全部の兵器を提出すべき旨連絡あり、目下在平壤「ソ」軍は三〇〇―四〇〇名なるも内地人に対する掠奪暴行を予選し憂慮しあり。

尚、北緯三八度以北の交通は目下停止ありて「ソ」軍の掌握下にあり。

四、二十七日十一時三十分頃「ソ」軍一七〇名、軍機飛行場を超越偵

察中

察せらるも著明せず。

次 長 宛

朝参電才二二三号（電註一部未着なるも配布す）

略二〇、九、四
兼部隊参謀長

八月二十九日夕に於ける状況

一、北緯三八度以北は元山威興維南方面の通信杜絶し、状況一切不明なり。

平壤方面は電話連絡出来ず、日々電報一―二通来る程度にて、之亦状況不明、在平壤「ソ」軍司令官より明三十日軍参謀長及経理部長平壤「ソ」以下不明「ソ」

二、北緯三八度以南は表裏平静なるも米軍進駐近きを予期し、一部朝鮮人の対日非協力態度看取せらる。

三、開城附近に進出せる「ソ」軍は依然同地附近に在り、後方よりの兵力の増援と共に積極的行動に出でんとしつつありたるも現在我

五四

が兵力に内心恐れをなし、以下未着、

通電先 次長（次官）

昭 二〇、九、四

兼参電才三二一号

「京城」築部隊参謀長

八月二十九日「ソ」聯兵約六五名は突如何等我に通告することなく、北緯三八度線を越え開城（京城西方一〇軒）に不法侵入し、警官を武器解除せり。我は其の北緯三八度以南なることを指摘撤退を要求せるも応ぜず、更に兵力を増加し職闘行動に出でんとせるを以て、我は紛争を避くる為、「ソ」軍と離隔、其の行動を監視中なり。若干の物資を取得せるもの如し。

九月一日及二日「ソ」軍將校以下一〇名、春川（京城東北東七〇軒）附近に不法侵入し、住民に対し暴行「電註一語不明」を為せるも此等は我が抗議に依り北方に後退せり。我は「ソ」軍に対し軍艦を派遣せるも未だ該處を離れ得ず、別に貴州道務州に派遣せ

「ソ」軍の黄海運知事に対し、北緯三八度の線以南の部分^{五六}も
一掃掃収する旨指令せり。
知事は之を拒絶したるも武力を以て強制せらるるに付憂慮しあり、
此等就ては尚、交渉を遂むべきも念の爲通知す。

通電先 次長、次官

昭 二〇・九・四

集参電才三四二号（電註一部未着なるも配布す）

「京城」集部隊武謀長

「ソ」軍の行動綜合觀察左の如し。

「ソ」軍は八月三十一日迄に三八度の線に進出し、三八度以北を
停戦協定成立前軍事占領し、同地域に在りし日本軍隊（満軍の外
五航軍関東軍等を含む）を武装解除し、人員は俘虏的取扱を爲し、
軍需品は鹵獲品の概念を以て処理しつつあり（将官は牡丹江に空
輸し、佐尉官は廠舎学校等に収容し、下士官兵は別箇に集結廠營
又は露營せしむ）

三、平壤に進出せる「ソ」軍参謀長「シャニー」少将幕僚は独「ソ」
戦の関も極東に在りしもの（本人自供に依る）にして、「ザバイ
カル」及「ボシエツト」附近に待機せしめある兵力を咸鏡線・平
元線……以下不明……
朝鮮に……中間未着……対米戦準備を急ぎつつあるものと観ら
る。

四、鉄道貨車の開放の爲、避難民乗車中のものは運行を許可するも、
其の他軍事輸送一段落の時機迄停止若くは極めて窮屈なる運行と
なる虞あり、満洲避難民（鮮内一〇万）の輸送も困難の度加はる
べし。

五、「ソ」聯側政治指導機関は九月上旬平壤に到着するもの如し。
現在組織は通渡的のもの如し。

次長（次官）宛

参謀部才部〇五号

昭 二〇、九、六

「京城」参謀部才部

五七

0105

一三八度以上の戦場内「ソ」軍に押寄せられ、在る日本軍は当軍に
望軍團直軍將兵約六三〇〇〇人あり、將官は牡丹江に運給せられ
たる後消息不明なり。

大佐以下は次の如く集結せり。

(1) 羅南地区將校六〇〇名、羅南郊外下士官兵一一〇〇〇名、古茂
山収容設備増強どなし。

(2) 成興地区將校八〇〇名、富坪国民学校下士官兵二二〇〇〇名、
定平の興上開墾ど収容力なし。

平壤新義州地区の將校下士官合計約三萬名は九月一日以来三倉
里演習場（収容力約三千）に押込められ、天幕無く、憂慮に堪
へず。

三 成興古茂山方面

凱餞の儀あるも「ソ」軍は食糧輸送に關し數次の交渉も受諾する
に至らず、平壤は三箇月分を兵舎に保管したるも兵舎は逼はれ、
且「ソ」軍は兵舎に進駐したるに付、今後の食糧難憂慮せらる。

三、当軍参謀長は八月三十一日―二日に亘り平壤に出張し、「ソ」軍参謀長「シャニン」少将と此等に就き懇談を遂げたるも彼の言ふ所と実行とは全然一致せず、且其の処置も半日毎に急変する有様なり。

四、此の際、三八度以北の日本軍將兵約六三〇〇〇人を三八度以南に収容致し度。道分努力すべきも解放方中央及關東軍に於て御交渉を乞う。

以上のよりの「ソ」軍並鮮人の暴状に關し、八月二十九日、總督府は京城の「ソ」軍總領事に対し、在北鮮の「ソ」軍指揮官に交渉するより依頼したが、全總領事は、自分には直接北鮮の「ソ」軍指揮官と折衝する権限がないと言つて、之に忤せず、又、此の頃總督府政務總監は、外務次官に対し、

京城の「ソ」軍總領事が、平壤の「ソ」軍司令官に折衝し得るよう、

總督「ソ」軍大使を通じて政務を得て欲しい旨

三九

0107

看望し、且つ、

日本人の生命財産を保護し、官公吏警察官の抑留をやめること、
東北の白岩茂山間に避難して居る日本人の救護に万金を尽され度と
こと 其他

について要望したが、當時外務省としても、直接「ソ」連政府と交渉
が出来なかつたので、在日「ソ」連利益代表団たる瑞典公使を介し、
右の趣きを駐日「ソ」連大使を通じて平壤の「ソ」軍司令官に俄達方
依頼し、且つ、在瑞典岡本公使宛にも同様のことを依頼した。
然し「ソ」連のロソフスキー外務人民委員代理は、

日本が降伏したので、「ソ」連の利益事務は、マツカーサー司令部
で処理される。「ソ」連に存在する日本人の地位は一方的に処理さ
れる。

皆回替し來つたのみであつた。

然も、マツカーサー元帥の威令は、事實上他の連合諸国には及ばず、北鮮に於ける日本人の運命については、痛く案ぜられたのであつたが、此の痛心は、千島・樺太・満州等「ソ」連の管轄する地域に対し何れも全無であつた。

マツカーサー司令部に対する北方情勢の通告並之に対する善後措置の要請については、已に「停戦」の項に於て述べた処であるが、左記才七一号電は特に北鮮の憂慮すべき事案に関し日本政府から連合國司令官宛送した電報である。

日本政府連合國司令官宛電報

昭二〇、八、二九

才七一号（八月二十九日）

軍務課印刷

朝鮮よりの催すべき情報に依れば、

一、北鮮を占領せる聯合軍の代表者は一旦遼知事との間に為したる取
断を二十五日取銷し、二十五日夕、朝鮮民族執行委員会に總督府

の行状を金部が調査を命じたるに、其報告書の各官庁及金部等に
送致し、民間職工も二十三日中に右委員会に引渡さしむべきなる
由。

又、蘇軍代表は朝鮮内の日本の財産は全部朝鮮人のものなりとの
街頭演説を為しつつあり、又、元山及城津にては暴行、掠奪
不法拉致、良民殺傷等により北鮮の秩序は混乱し内地人の生命財
産の安全は期し得るに盡り居れり。

又日本政府は右事案に付、深き憂慮を抱き居り事案改善を切望し居
れり。

0110